

沖縄県「まん延防止等重点措置」期間延期に伴う村民及び来島者の皆さまへのお願い
「要請期間：令和4年1月9日（日）～2月20日（日）」

令和4年1月27日「まん延防止等重点措置」の期間が令和4年2月20日まで延期となりました。これを受け本村では、沖縄県対処方針に準じ以下の対策を決定しましたのでお知らせします。

沖縄県内ではオミクロン株による感染が全年代に拡がり、社会福祉施設や医療機関での集団発生も多発しており高齢者の感染が拡大し入院者が増加しています。村民及び観光客の皆さまへはご不便をおかけいたしますが、感染の急拡大を抑制し社会機能を維持するため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○期間中の船舶及び村営バスの運航について

- ・クィーンざまみは期間中「火曜日・金曜日」のみ運航
- ・フェリーざまみⅢは予定通り運行（2月4日（土）、5日（日）は座間味港発午後3時）
- ・みつしまは予定通り運航
- ・村営バスは予定通り運行

○公共施設の使用について

- ・村内の公共施設は原則利用禁止。但し、法定業務（予防接種・健診事業・介護予防事業等）及び地域行事等による施設利用は感染対策を徹底して頂きご利用いただけます。
- ・キャンプ場、コテージ等、ビーチ等の使用については感染症対策を徹底していただき通常通り開設いたします。
- ・重要指定文化財「高良家」は期間中閉館いたします。

○外出及び移動について

- ・感染リスクが高い場所への外出や移動の自粛を願います。
- ・毎日検温等の健康観察をし、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出等自粛をお願いします。
- ・不要不急の県外との往来について極力控えてください。往来が必要な方は出発前にワクチン接種の完了又はPCR等検査の受検をお願いいたします。
- ・本村への不要不急の往来については自粛願います。来訪する必要がある場合は、事前にワクチン接種の完了又はPCR等検査の受検をお願いいたします。

○飲食店での営業時間短縮及び感染防止等の協力要請について

- ・沖縄県より措置区域の飲食店への要請内容についてご確認いただき、営業時間短縮及び感染防止等の協力をお願いします。

令和4年1月31日
座間味村長 宮里 哲